

あなたは「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」どちらを適用？

判定フローチャート

支払った医療費の金額（保険等の補てん金額を除く）が188,000円以上の場合は、「従来の医療費控除」になるので判定の必要はありません

令和6年中、申告者本人が健康の保持増進や疾病予防のための取り組みを行ったことが確認できる次のいずれかの書類がありますか？（申告書に添付は不要ですが、5年間の保管が必要です）

- ① インフルエンザ、定期接種の領収書または予防接種済証
- ② 市区町村のがん検診の領収書または結果通知
- ③ 職場の定期健診の結果通知
- ④ 特定健診の領収書または結果通知
- ⑤ 人間ドックやがん検診など、各種健（検）診の領収書または結果通知

①～⑤の費用は、原則として控除の対象外です。

領収書の表示例

国税薬局
虎の門店 TEL:03-xx
東京都千代田区霞が関***

■ 領収書 ■
2024年12月1日 12:00

★ゼイムEX	¥980円
ハンドソープ	¥298円
ハミガキコ	¥298円
★カクテイ胃腸薬M	¥780円
小計 4点	¥2,356円
合計	¥2,356円

★印はセルフメディケーション税制対象用品です。

令和6年中に支払ったセルフメディケーション税制の対象となる費用の合計額

★ 円

★の金額が12,000円を超えていますか？
※対象となるものは、領収書（レシート）に
対象となる旨が記載されています



次の計算式により、どちらの制度を適用するか判定します。

※「従来の医療費控除」の①の金額には、「セルフメディケーション税制」の①の金額（上記★の金額）を含みます。

従来の医療費控除

- 令和6年中に支払った医療費の合計額
円
- 保険金などで補てんされる金額
円
- 差引金額（①-②）
円
- 医療費控除額（③-10万円 ※所得金額の合計額が200万円未満の方は10万円に代えて所得の合計額×5%の額を差し引きます。）
最高額 200万円、マイナスの場合は0円
(A) 円

セルフメディケーション税制

- 上記★の金額
円
- 保険金などで補てんされる金額
円
- 差引金額（①-②）
円
- 医療費控除額（③-12,000円）
最高額 8万8千円
マイナスの場合は0円
(B) 円

(A) > (B) の場合

従来の医療費控除

(A) と (B) を比べて

(A) < (B) の場合

セルフメディケーション税制